

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 8 年 3 月 6 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都が公費で負担した請求人及び配偶者に係る措置入院中の医療費について、不当な支出が確認されたため、措置入院先の病院に対し、当該医療費の返還を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでない定められている。

請求人が問題とするのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 2 9 条第 1 項の規定により都知事が入院させた精神障害者の入院（以下「措置入院」という。）に要する費用として都が負担すべきものとされた費用のうち、令和 3 年 2 月及び同年 3 月分の措置入院費用について、都が社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関に対して行った公金の支出（以下「本

件支出」という。)であると解される。本件支出について確認したところ、令和3年2月分の措置入院費用については令和3年4月末までに概算払による支払が行われ、翌月に精算が行われており、同年3月分については令和3年5月末までに概算払による支払が行われ、翌月に精算が行われていた。そうすると、本件支出はいずれも令和3年6月までに終了しており、これらを対象とする本件請求については、当該行為のあった日から1年を経過していることが明らかである。

この点につき、請求人は、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由として、令和3年4月24日の退院後、再起訴を避けるため3年間何も活動をせず、その後、入院中の診療録、作業療法記録及び診療報酬明細書を開示請求するなど調査を始め、令和7年11月7日以後に調査がまとまったという事情がある旨主張する。

平成14年9月12日最高裁判所判決によれば、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。さらに、平成14年10月15日最高裁判所判決によれば、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、上記正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。

これを本件について見ると、本件支出は精神保健福祉法に基づく措置入院が行われた場合に当然に発生するものであり、請求人が問題とするのは請求人自身及びその配偶者に係る措置入院に要する費用であることから、請求人は、本件支出が行われたこと自体については認識し得たものといえる。また、仮に、本件支出の適否を判断するために、診療内容と診療報酬明細書との対応関係を確認する必要があるとしても、請求人及びその配偶者に係る措置入院が終了し、本件支出が完了した令和3年6月頃には、請求人は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき都に対して当該行為に関する公文書の開示請求を、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき措置入院先の病院に対し自らの診療情報等の開示請求をすることが可能な立場にあり、本件支出の適否について、監査請求を検討するための具体的な調査を開始し得る状況にあったといえる。なお、請求人は、退院後一定期間社会的な活動を控えていた旨主張するが、請求人に対し、調査行為等を制約する法令上の行動制限が課されたとす

る具体的事情は見当たらない。以上からすれば、請求人は、令和3年6月頃において、監査請求をするに足りる程度に本件支出が行われたこと及びその概要を知ることができたものと解される。しかるに、本件請求がされたのは、上記の時点から4年以上の期間が経過した後であり、監査請求が相当な期間内にされたものとはいえず、本件請求に法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。